

坂井市介護予防拠点整備事業費補助金 事前申請マニュアル

令和 7 年 4 月 高齢福祉課

1. 補助制度の概要

- (1) 補助対象事業 介護予防拠点施設の整備事業のうち、介護予防活動に必要な工事内容であるもの（詳細は後述します）
- (2) 補助対象者 介護予防拠点整備を行う自治会や、介護予防拠点における活動実施団体
- (3) 補助率等 補助対象経費の 10 分の 10 以内（971 万円を限度とする）
※ただしバリアフリー化を目的とした福祉用具購入について別途、補助対象経費の 2 分の 1 以内（限度額 10 万円）で補助します。
- (4) 補助要件 **高齢者の介護予防活動を月 2 回以上※継続的に実施し、工事完了後 5 年間介護予防活動の実績報告を行うこと。**
※大雪など、やむを得ない場合を除きます。
- (5) 留意事項
- ◆ この補助金は県の補助事業であるため、補助事業完了後に（5）の要件を満たせなくなった場合は補助金返還となる場合があります。
 - ◆ 現時点で上記の補助要件を満たしていない場合は、補助事業完了後に要件を満たすことが前提であれば補助金を利用することができます。

2. 補助対象工事の概要

- (1) 施設のバリアフリー化
【例】手すり・スロープの設置、段差の解消、和式便器から洋式便器への取り替え 等
- (2) 施設の一般的な修繕・改修
【例】床材の張り替え、エアコンの取り替え、老朽化した内装・建具等の改修、照明器具の取り替え 等

【介護予防活動の例】

- (1) 健康体操・介護予防体操等
- (2) 趣味活動
（囲碁・将棋・茶道・書道・手遊び・合奏・合唱・季節行事など）
- (3) 講話
- (4) 会食、茶話会
- (5) その他（ニュースポーツ等）

※エアコンは天井埋込型のみ補助対象（ルームエアコンは備品扱いとなり補助対象外）

- (3) 施設の維持管理上必要性のある修繕・整備

【例】外壁の補修、屋根の修繕 等

※上記（1）～（3）の内容は一例です。補助対象となるかは目的・内容に応じて確認をしますので、高齢福祉課にご相談ください。

※次の内容は補助対象となりません

外構関係（門扉、舗装、看板類、植栽、駐車場整備等）に係る費用、車庫または倉庫の建設に係る費用、中古品・消耗品・備品（家具・家庭用エアコン等）の購入に係る費用、既存施設の解体・撤去に係る費用、その他介護予防拠点としての目的に沿わないもの（自治会活動、観光等、工事の主たる目的が介護予防拠点の活動として認められないもの）

3. バリアフリー用福祉用具購入について

施設整備によるバリアフリー化が困難な箇所については、手すりやスロープなどの福祉用具の購入費用について、補助対象経費の2分の1以内（限度額10万円）で補助します。ただし、次の要件にすべて当てはまる場合に限りします。

- ☐ 施設整備により難い箇所のバリアフリー化を目的としていること。
※現状確認等によって判断します。
- ☐ 介護保険法の指定を受けた指定福祉用具貸与事業者または指定特定福祉用具販売事業者から購入した福祉用具であること。
- ☐ 既に別の補助金等の対象となる費用ではないこと。

4. 事前申請の手続きについて

この補助金は県の予算枠内で助成するものであるため、来年度（令和8年度）に工事を予定している場合は事前に高齢福祉課に相談し、**事前申請の手続き**をしてください。

時期	内容
5月1日 ～ 8月29日	左記の期間内に次の書類を高齢福祉課に提出してください。 ☐事前申請受付シート ☐事業実施計画書 ☐見積書（事業費の内訳明細が分かるもの） ☐工事予定箇所の現況写真 様式あり ※坂井市ホームページよりダウンロード可
11月頃	事前申請受付票の交付（整理番号を記載します）
3月末	令和8年度補助金申請についての案内
4月以降	令和8年度補助金の申請手続き※ ※予算枠の都合により補助金申請ができない場合は、翌年度の補助金申請に優先的に割り当てることになります。

5. その他

- ◆ 補助金の予算枠には限りがあるため、事前申請が来年度の補助金利用を確約するものではないことをご了承ください。
- ◆ 県の補助金制度の変更に伴い、制度内容が予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。
- ◆ 施工業者の選定にはなるべく複数業者から見積書を徴収し、工事費用の妥当性をチェックするようにしてください。

6. お問い合わせ

坂井市高齢福祉課 担当：坂井・荒木

■電話：50-3040

■FAX：68-0324

■メール：kourei@city.fukui-sakai.lg.jp